

公有地の拡大の推進に関する法律について

1. 公有地拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出の概要

公有地拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）では、地方公共団体等に対し、公共事業の円滑な遂行のため、民間の土地取引に先立ち優先的に買取の協議を行う機会を付与しています。

よって、以下に示すような一定規模以上の土地取引をする場合には、契約締結前に地方公共団体等の買取希望について確認するため、届出書又は申出書の提出が必要になります。

【注1】 地方公共団体等に付与されるのは「協議を行う機会」であり、協議とはあくまでも任意交渉です。土地収用法のように地権者の意思に反して用地を収用できるものではありません。

2. 公拡法第4条に基づく届出

一定以上の面積の土地について、民間で有償譲渡を行う場合、事前に公拡法第4条第1項の規定に基づく「土地有償譲渡届出書」の提出が必要になります。

有償譲渡とは、通常の売買のほか、代物弁償や交換など契約に基づく有償の譲渡を含みます。1契約単位での届出が必要となります。

【対象となる土地】

- (1) 都市計画施設の区域内に所在する200㎡以上の土地
- (2) 都市計画区域内に所在する土地の内次に掲げる区域内にある200㎡以上の土地
 - ・道路区域、都市公園予定地、河川予定地、その他これらに準ずる土地
 - ・新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業で、知事が指定し公告したものを施行する土地の区域内の土地
 - ・新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の施行区域内の土地
 - ・生産緑地地内の土地
- (3) 市街化調整区域を除く、都市計画区域内の一定規模の土地
 - ・市街化区域で、5,000㎡以上の土地
 - ・非線引き区域で、10,000㎡以上の土地

【注2】 調整区域、都市計画区域外の土地で、上記(1)(2)に該当しなければ届出義務はありません。

3. 公拡法5条申出

土地所有者が、地方公共団体等に対して、自己の所有する一定以上の面積の土地について買取希望がないか申出ることができる制度です。この場合、公拡法第5条第1項の

規定に基づく「土地買取希望申出書」の提出が必要となります。

対象となる取引行為は「買取」のみで、交換等その他の行為は認められません。

【対象となる土地】

- (1) 都市計画区域内で、合計 100 m²以上の土地
- (2) 都市計画区域外の都市計画施設の予定区域にある合計 100 m²以上の土地

4. 届出書・申出書の提出

上記に該当する土地取引を予定している場合は、事前に都市計画課までお問合せください。

- ・提出先 … 菊川市役所本庁 3階 建設経済部都市計画課
- ・提出期限 … 土地取引契約締結前
- ・提出部数 … 2部（受付後 1部は控えとして返却します。）

【お問合せ先】

菊川市役所建設経済部
都市計画課 都市計画係
TEL 0537-35-0932
FAX 0537-35-2115